

議案第66号

西脇市民会館条例を廃止する条例の制定について

西脇市民会館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年9月1日

西脇市長 片山 象三

(理由)

市庁舎等の移転新築に伴い、公共施設の総量適正化を図るため、西脇市民会館の供用を廃止する。

## 西脇市民会館条例を廃止する条例

西脇市民会館条例（平成17年西脇市条例第96号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。